

自治会等地域ボランティア学習活動支援事業について（ご案内）

「地域の子どもたちは地域で育てる」という環境づくりの推進と、児童生徒が計画的な生活習慣や自らが取り組む学習姿勢の定着を図るため、自治会やPTA、地域有志が行う学習活動を支援します。

希望する団体は、下記をご確認のうえ、教育総務課へ申請してください。

【事業概要】

長期休業中に自治会等が行う3日以上の学習活動に要する経費を補助

【支給要件】

（1）事業主体

自治会、自治会PTA、地域の有志・団体 ※個人での申請は不可

（2）学習活動の参加者

地域の小学生、中学生

（3）学習活動の内容

教科学習のほか各種体験・研究活動も対象

（例：絵画教室、習字教室、お菓子作り、工作活動 など）

【補助対象経費】

下記の経費の10分の10以内（※上限4万円）

（1）指導者謝礼（実費 ※上限3万円、1回あたり1,800円/人）

（2）教材・原材料費（実費 ※上限1万円）

【その他】

- ・ 申請は、各団体年間に1回のみ
- ・ 外部団体が主催運営する体験学習への参加料、施設への入館料、食糧費は補助対象外

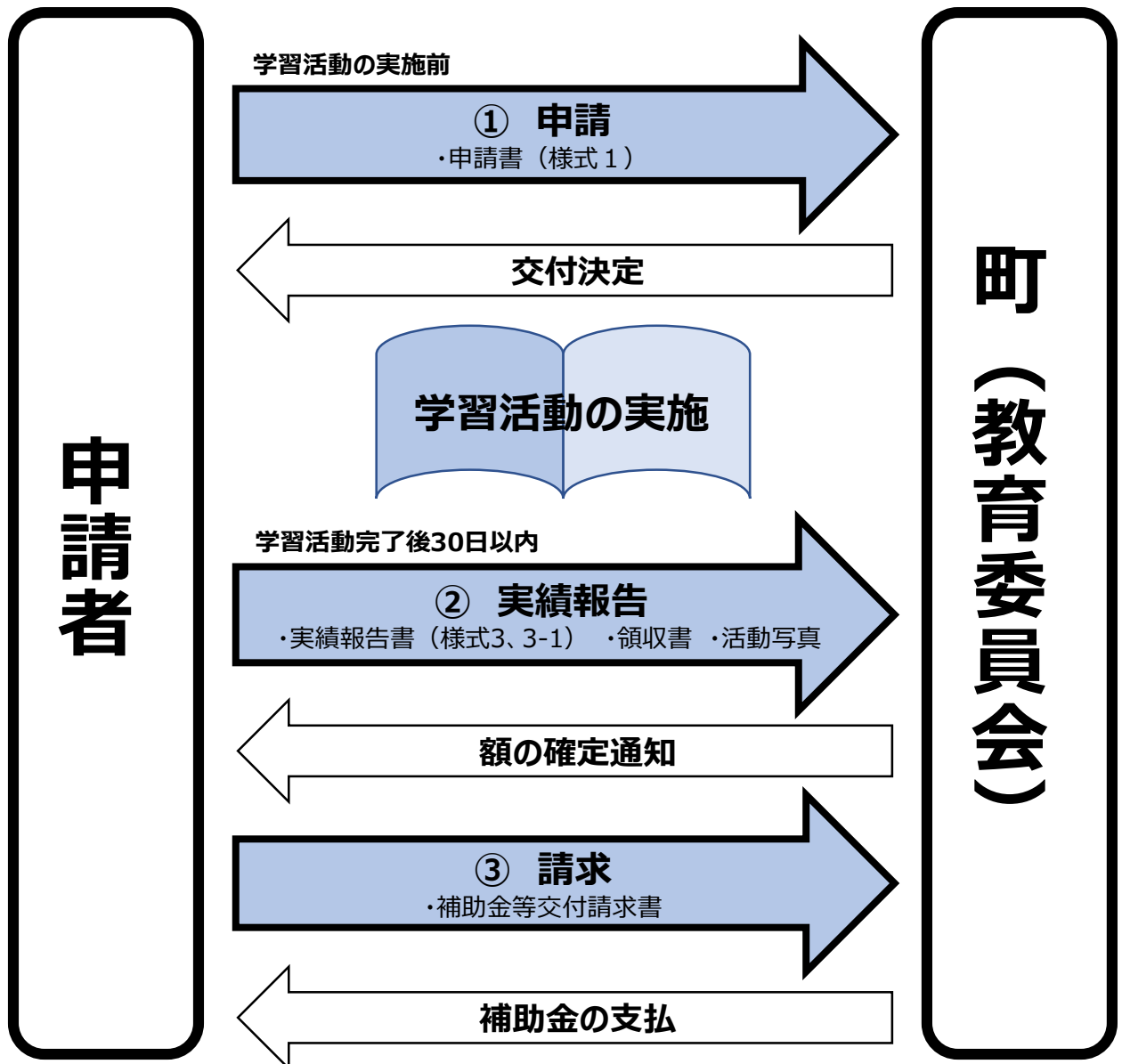
（ → 裏面に続く ）

【申請・問合せ先】

北栄町教育委員会事務局 教育総務課（電話 0858-37-5870）

【申請方法について】

- ・申請様式等は、別添のとおり。記入例も作成したので、ご参考ください。



※概算払い（前払い）を希望される場合は、申請時にご相談ください。

【注意点】

- ・申請額は、実績報告額を下回らないように、よく検討し、申請してください。
- ・申請時に書類確認を行います。申請者の印鑑を持参してください。
- ・支払いは、銀行振込となります。町に債権者登録がない場合は、口座情報がわかるものと印鑑（認印可。ゴム印不可）を持参し、債権者登録をしてください。
- ・申請は「学習活動の実施前」、実績報告は「活動後30日以内」に行ってください。

【申請・問合せ先】

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 (電話 0858-37-5870)